

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 5 年 3 月 1 6 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

令和5年3月16日

開 議	午前9時30分	
日程第1	諸般の報告	
日程第2	議案第3号	岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
日程第3	議案第4号	岩出市東公園設置及び管理条例の制定について
日程第4	議案第5号	岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第5	議案第6号	市長及び副市長の給料その他の給与条例及び教育長の給料その他の給与条例の一部改正について
日程第6	議案第7号	岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第7	議案第8号	岩出市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について
日程第8	議案第9号	岩出市国民健康保険条例の一部改正について
日程第9	議案第10号	岩出市消防団条例の一部改正について
日程第10	議案第11号	令和4年度岩出市一般会計補正予算（第7号）
日程第11	議案第12号	令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第12	議案第13号	令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第13	議案第14号	令和4年度岩出市水道事業会計補正予算（第4号）
日程第14	議案第15号	令和4年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第15	議案第16号	市道路線の認定について
日程第16	議案第17号	令和5年度岩出市一般会計予算
日程第17	議案第18号	令和5年度岩出市国民健康保険特別会計予算
日程第18	議案第19号	令和5年度岩出市介護保険特別会計予算
日程第19	議案第20号	令和5年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
日程第20	議案第21号	令和5年度岩出市墓園事業特別会計予算
日程第21	議案第22号	令和5年度岩出市水道事業会計予算
日程第22	議案第23号	令和5年度岩出市下水道事業会計予算
日程第23	議案第41号	岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第24	発議第1号	産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出について

日程第25 発議第2号 産業廃棄物処理施設設置に反対する都市宣言に関する決議  
について

日程第26 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第3号から議案第23号までの議案21件につきましては、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、議案第41号の追加議案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、発議第1号の議員提出議案につきましては、質疑、討論、採決、発議第2号の委員会提出議案につきましては、提出者の趣旨説明、質疑、討論、採決、それと委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○田中議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として追加の出席者の職、氏名は配付の写しのとおりであります。

次に、市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第41号であります。

次に、厚生文教常任委員会から提出のありました議案は、配付のとおり、発議第2号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第3号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について～

日程第22 議案第23号 令和5年度岩出市下水道事業会計予算

○田中議長 日程第2 議案第3号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件から日程第22 議案第23号 令和5年度岩出市下水道事業会計予算の件までの議案21件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案21件に関し、各常任委員会及び予算審査特別委員会の審査の経過と結果につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、福岡進二議員、演壇でお願いします。

○福岡議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月6日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第4号 岩出市東公園設置及び管理条例の制定の件の外、議案10件です。

当委員会は、3月8日水曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第4号 岩出市東公園設置及び管理条例の制定の件、議案第10号 岩出市消防団条例の一部改正の件、議案第11号 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第7号）所管部分、議案第14号 令和4年度岩出市水道事業会計補正予算（第4号）、議案第15号 令和4年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）、議案第16号 市道路線の認定の件、議案第21号 令和5年度岩出市墓園事業特別会計予算及び議案第23号 令和5年度岩出市下水道事業会計予算、以上8議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第4号、議案第10号、議案第11号の所管部分、議案第14号、議案第15号、議案第21号及び議案第23号は可決、議案第16号は認定しました。

議案第5号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正の件、議案第6号 市長及び副市長の給料その他の給与条例及び教育長の給料その他の給与条例の一部改正の件、議案第22号 令和5年度岩出市水道事業会計予算、以上3議案は、討論の後、賛成者多数でそれぞれ可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第4号 岩出市東公園設置及び管理条例の制定の件では、この公園の位置づけは、防災公園と避難場所か。条例案第4条第8号から10号までの災害時利用におけるただし書きを加えては。について。

議案第5号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正の件では、引上げによる総額は。について。

議案第6号 市長及び副市長の給料その他の給与条例及び教育長の給料その他の給与条例の一部改正の件では、引上げによる影響額は。市長は減額の意向であるが、副市長、教育長の意向を確認したのか。について。

議案第10号 岩出市消防団条例の一部改正の件では、質疑はありませんでした。

議案第11号 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第7号）所管部分では、庁舎1階レイアウト変更事業の現時点で変更図面はあるのか。戸籍住民基本台帳費における会計年度任用職員1名を必要とする理由は。現在利用されているマイナンバー特設会場の仮設建物は6月以降撤去するのか。急傾斜地崩壊対策負担金に係る県事

業の工事完了予定は。について。

議案第14号 令和4年度岩出市水道事業会計補正予算（第4号）では、浄水場等動力費の補正に物価高騰の影響による光熱費は含むのか。について。

議案第15号 令和4年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）では、物価高騰の影響による今後の流域下水道建設負担金増の可能性は。について。

議案第16号 市道路線の認定の件及び議案第21号 令和5年度岩出市墓園事業特別会計予算では、質疑はありませんでした。

議案第22号 令和5年度岩出市水道事業会計予算では、給水戸数は2万5,200戸とのことであるが、給水人口は。探知機の保有数と購入数は。について。

議案第23号 令和5年度岩出市下水道事業会計予算では、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田中議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員会委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 おはようございます。

厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月6日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第3号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件の外、議案9件です。

当委員会は、3月9日木曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施しました。

議案第3号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件、議案第8号 岩出市子ども・子育て会議設置条例の一部改正の件、議案第9号 岩出市国民健康保険条例の一部改正の件、議案第11号 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第7号）所管部分、議案第12号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第13号 令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第19号 令和5年度岩出市介護保険特別会計予算、以上7議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第3号、議案第8号及び議案第9号、議案第11号の所管部分、議案第12号、議案第13号及び議案第19号は可決しまし

た。

議案第7号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件、議案第18号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計予算、議案第20号 令和5年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算、以上3議案は、討論の後、賛成者多数でそれぞれ可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第3号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件では、外国人の生活保護受給者は何名か。また国籍は。について。

議案第7号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件では、改正理由は。県下での令和9年度までの保険料統一に向け、今後も増額されることが考えられるが、市の考えは。増額が続けば、納付困難者が増加する懸念があるが、市の考えは。について。

議案第8号 岩出市子ども・子育て会議設置条例の一部改正の件では、質疑はありませんでした。

議案第9号 岩出市国民健康保険条例の一部改正の件では、県内の出産費用の平均額は。改正条例案中、3万円を上限として加算を適応する場合とはどのような場合か。について。

議案第11号 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第7号）所管部分では、重度心身障害児者医療扶助費の一般財源が増額補正となった理由は。重度心身障害児者医療扶助費の該当者数は。また年々増加する理由は。生活保護費における返還金の理由は。について。

議案第12号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）では、質疑はありませんでした。

議案第13号 令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）では、介護保険保険者努力支援交付金の成果及び前年度との比較は。について。

議案第18号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計予算では、歳入において、国民健康保険税が前年度より減少しているが、被保険者数の推移は。保険税の増額により増えることが懸念される納付困難な方や資格者証及び短期証発行者への対応は。未受診者対策業務委託料の内容と効果は。オンライン資格確認を導入した医療機関の数は。また課題は。人間ドック及び脳ドックの受検機関の広域化は。について。

議案第19号 令和5年度岩出市介護保険特別会計予算では、交付金事業の歳入状況は。また交付金の減額はないのか。市内で認知症在宅ケアの件数は。について。

議案第20号 令和5年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算では、被保険者の増加予測は。窓口負担割合の件数内訳は。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○田中議長 ご苦労さまでした。

予算審査特別委員会委員長、井神慶久議員、演壇でお願いいたします。

○井神議員 予算審査特別委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月6日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第17号 令和5年度岩出市一般会計予算、1件です。

3月6日月曜日、本会議終了後、正副委員長の互選を行い、その後、執行部に対して議案の概要説明を求めました。

概要説明に引き続き、議案審査の方法について協議を行い、総務部門、建設部門、議会部門、厚生部門、文教部門の順に質疑し、文教部門の質疑終了後に討論、採決を行うことに決定しました。

3月10日金曜日、総務部門、建設部門、議会部門、3月13日月曜日、厚生部門、文教部門の順で、延べ2日間にわたり委員会を開催し、歳入歳出に対する質疑を行い、執行部から詳細な説明を求め、慎重な審査を行いました。

文教部門の質疑終了後、議案第17号 令和5年度岩出市一般会計予算に対する討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会の記録が作成され次第、配付させていただきます。

これで、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○田中議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告は終わりました。

これより各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第3号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件、議案第4号 岩出市東公園設置及び管理条例の制定の件、議案第8号 岩出市子ども・子育て会議設置条例の一部改正の件、議案第9号 岩出市国民健康保険条例の一部改正の件、議案第10号 岩出市消防団条例の一部改正の件、議案第11号 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第7号）の件、議案第12号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件、議案第13号 令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）の件、議案第14号 令和4年度岩出市水道事業会計補正予算（第4号）の件、議案第15号 令和4年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）の件、議案第16号 市道路線の認定の件、議案第19号 令和5年度岩出市介護保険特別会計予算の件、議案第21号 令和5年度岩出市墓園事業特別会計予算の件、議案第23号 令和5年度岩出市下水道事業会計予算の件、以上議案14件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案14件に対する討論を終結いたします。

議案第3号、議案第4号、議案第8号から議案第16号まで、議案第19号、議案第21号及び議案第23号の議案14件を一括して採決いたします。

この議案14件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号、議案第4号、議案第8号から議案第15号まで、議案第19号、議案第21号及び議案第23号の議案13件は、原案のとおり可決、議案第16号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第5号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第5号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に反対の討論を行います。

現在も新型コロナの影響下の下、市民の生活は苦境に陥っています。さらに物価の高騰や光熱費の高騰も重なり、所得の低下で岩出市民の生活は切実な状況が生ま

れてきています。令和5年度では、国保税の値上げ、学校給食費の負担増、市民に追い打ちをかけてきています。このような状況の中で、議員報酬を月額5万円引上げ、総額1,458万円も引き上げる対応は、到底市民に理解を得られないと考えます。

委員会での討論の中で、今の額では生活できない。さらに引き上げる必要があるで出されましたが、岩出市の議員報酬は、この間、定数削減を行う中で、引上げも行われてきました。そして、岩出市の定数減が、和歌山県内の自治体の定数減が行われていく引き金にもなってきたことを指摘しておきます。今回の月額5万円の引上げは、生活に苦しむ岩出市民から怨嗟の声が生まれることは必定です。

よって、この議案には反対といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

山本重信議員。

○山本議員 議案第5号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、私は賛成の立場から討論をいたします。

議員活動の状況については、特別職報酬等審議会の答申にもありますように、議員定数が前回の選挙から2名減となり、議員1人当たりの役割は大きくなっています。前回の選挙では、定数削減の中、無投票となるなど、議員の担い手不足についても喫緊の課題となりつつあり、平成23年度からは未改定の報酬額を上げることは、その解消に有効であると考えますが、現在の経済状況と市民感情に配慮する必要があるとの答申を重く受け止め、より一層市民の信託に応えることができるよう、自分自身を高めていく必要があることを再認識しているところです。

報酬額については、答申を受けた適正な額であり、また住民ニーズが多様化する中、多様な人材が参画する議会のためには必要な改正であると考えます。

よって、私は本議案に賛成といたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、議案第5号に対する討論を終結いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第6号 市長及び副市長の給料その他の給与条例及び教育長の給料その他の給与条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。  
まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第6号 市長及び副市長の給料その他の給与条例及び教育長の給料その他の給与条例の一部改正について、反対討論を行います。

6万円の引上げに対して、県下の自治体の平均額を考慮したもの、人口増となっている、業務の増大や町の時代から同じとの点があることを理由にされています。しかし、市長の残任期間の減額があるにしても、影響額は400万円を超えるものです。議員の報酬と合わせて1,858万円となります。

5号議案でも言いましたが、市民生活は、物価高騰、新型コロナ禍や経済低迷による所得の低下など、市民生活は苦境に落ち込んでおり、明日に希望すら持てない状況です。

教育長においては、子供たちをすくすく成長させる職責がある中、明日を担う子供たちには、学校給食に新たな負担をかける中で、給与を引き上げることになり、子供たちや保護者に理解を得られないと考えます。市長、副市長においても1,858万円もの財源を市民の生活応援に使うことや、県下で一番後れた子供医療費改善施策に対応する姿勢こそ求められるのではないのでしょうか。5号議案と同じように、岩出市民から怨嗟の声が出るものだと考えます。

よって、この議案には反対といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 議案第6号 市長及び副市長の給料その他の給与条例及び教育長の給料その他の給与条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

特別職報酬等審議会の答申では、特別職である市長、副市長及び教育長の給料は、平成4年以降、未改定であるとのこと。この間、町から市となり、複雑多様化する行政需要の増加に加え、地方分権の進展に伴う責任と業務の増大から、特別職としての職責と役割は、今後ますます重要となってきます。現在の経済状況と市民感情に配慮する必要はあるものの、岩出町時代から30年近く据置きが続いている現状から、近隣市との均衡を図りつつ、職責に見合ったものとする必要があると考えます。

給料額については、答申を受けた適正な額であると考えますので、私は本議案に

賛成といたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、議案第6号に対する討論を終結いたします。

議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議案第7号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第7号 国民健康保険税条例の一部改正について、反対の討論を行います。

この条例は、国保利用者1人当たり、平均で3,561円もの増税となる内容のものとなっています。ごく一部で減額となる世帯はあるものの、課税所得300万円世帯でさえ1人1万8,000円、2人で2万2,400円もの負担増となるものであり、所得が増えれば増えるほど、さらに大きな負担になるものとなっています。国による国保の県単位推進が進められる中で、国保加入者に負担増を押しつける国の責任が大きく問われています。

同時に、地方自治体での国保高騰を抑える取組こそ求められているものです。県単位推進の下でも予算編成における一般会計からの繰入れは可能とされている中で、市の対応こそ問われるのではないかと考えます。

景気の低迷、所得の低下、物価の高騰が市民生活を圧迫している中、新たに国保利用者への負担増は、地方自治体としての防波堤の役割を果たしていないと考えますので、この議案には反対といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 議案第7号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、私は賛成の立場から討論いたします。

和歌山県が算定する令和5年度の国民健康保険事業費納付金につきましては、被保険者の減少に伴い、納付金額の規模は減少していますが、1人当たりの医療費が増加傾向にあるとのことで、今後の国民健康保険財政の運用を考えますと、現行の税率は上げざるを得ないものと思われまます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ウクライナ情勢の緊迫化等による原油価格、物価高騰等も加わって、社会経済状況は厳しいものがありますが、この改正案では、基金を活用することで、被保険者の税負担に対して一定程度の緩和が図られる内容となっております。

また、令和4年度に引き続き実施される未就学児の均等割5割軽減は、少子化対策として適切なものであり、子育て世帯の負担緩和に資するものと評価できます。持続可能な制度を目指し、広域化された国民健康保険の運営に必要な条例改正と考えますので、私は本議案に賛成といたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、議案第7号に対する討論を終結いたします。

議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和5年度岩出市一般会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第17号 令和5年度岩出市一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

今、市民生活は光熱費や食料品など、あらゆる物価の度重なる高騰にあえいでいます。消費不況の中、消費税負担が重くのしかかっています。農家をはじめ小規模事業者の不況は深刻です。さらに、今年10月から実施予定のインボイス制度によって、地域経済への影響がますます大きくなるのが心配されます。非正規労働者だけでなく、正規雇用者も含めて、賃金が上がらず、むしろこの20年間で、実質賃金、

平均24万円も少なくなり、家計も営業も厳しい中に置かれています。

このような状況の中で、岩出市民の暮らしに應える予算となっているか。地方自治体の本来の役割、市民の暮らしを守り、雇用の安定、教育、福祉の充実策が図られているのか問われることとなります。住民の生活向上のために財源を使うことこそ求められています。

予算を見れば、国・県の補助金や交付金を積極的に使い、新たな施策や事業も見受けられ、評価できる点も多々あります。しかし、これらは当然のことであり、他市にも共通するものも多くあります。市はバランス論を用いて施策の向上に消極的な点も多く、言い換えれば、バランス論を用いて、市民サービスの向上に努めない傾向があると考えます。今年度の予算を見る限り、市民の暮らしを守る市民サービスの向上といった積極的予算の編成、施政方針でも見受けられません。

反対の第1の理由は、長引くコロナ禍と原油価格・物価高騰から市民の命と暮らしを守る予算となっていないからです。異次元の金融緩和による異常な円安は際限ない物価高騰を招き、市民の暮らしと営業はかつてない危機的状況に追い込まれています。しかし、こうした状況への手だてが見受けられません。

第2の理由は、社会保障の拡充や子育て、教育の負担軽減の願いに背にしているからです。子供の施策においても、若い世代、子育て世代が一番県下で多い岩出市民の願い、子供医療費の無料化の拡充は、子供を育てるに当たり、病気やけががないように細心の注意を払ってもらうためという理由で、自己責任論を市民に押しつけ、1割負担を残したままです。県内、岩出市だけとなりました。市民の声に答えようとしていません。

そして、学校給食費の値上げです。子供たちにとってかけがえのない学校給食、無償化に踏み切る自治体が増加する中で、市はこの4月から値上げを行う方針を出しました。少しでも保護者負担を減らすために、補助する自治体も見受けられます。市の財政状況から見ても、十分に補助する対策が講じられます。値上げを撤回すべきです。障害者、高齢者の移動手段の充実を図る手だて、乗合タクシーについても導入の方向性が見えません。

第3の理由は、特別職の給与、議員報酬の引上げ分が含まれているからです。市民の暮らしが大変なとき、所得が上がらない中で、しかも市民負担が増加する中、報酬、給与の引上げについて、到底納得いくものではないと考えます。

この予算を見る限り、誰もが望むお金の心配しないで必要な介護、医療を受けられる制度への改善、展望についても見えません。また、職員体制についても、必要

な部署に適正に配置することが市民サービスにつながるものと考えますが、不十分と言えます。岩出市には、住民の願いに応える財源は十分にあります。子供から高齢者まで全ての市民が、健康で豊かな生活を送る、岩出市に住んでよかったと言えるまちづくりをしなければなりません。しかし、この予算はそうなっていません。これでは住民の皆さんの納得を得られないと考えます。

よって、この議案については反対といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 議案第17号 令和5年度岩出市一般会計予算について、私は賛成の立場から討論いたします。

「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向けて取り組んだ令和5年度当初予算は、健全財政の堅持を財政運営の軸としながらも、国土強靱化対策、下水道整備、観光振興、学力向上及び福祉の充実に重点を置いた予算を計上しています。

歳入においては、国・県補助金等の財源や基金の繰入れを有効に活用しています。また、市の借金である市債は、臨時財政対策債と緊急防災・減債事業債にとどめるなど、健全財政に努められています。

次に、歳出において計上されている各事業について、国土強靱化対策事業は、生活道路環状化や戸別受信機整備など、重点的に配分されています。また、高齢者が身近な場所で気軽にそれぞれの状況に応じた運動やスポーツを行うための高齢者用スポーツ施設も、令和5年度中の完成に向け整備事業が進められます。学力向上、子育て支援及び観光促進をはじめ各福祉施策等についても、将来を見据えた住民福祉の向上を目指した予算編成がなされています。

このように当該予算は、健全財政への配慮は継続しながらも、各種施策にわたり充実した内容となっています。

よって、私は本議案について賛成といたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、議案第17号に対する討論を終結いたします。

議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議案第18号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第18号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

反対の理由は、議案第7号で述べたとおり、保険料が高くなるからです。国民健康保険の加入者は、年金生活者、自営業者、フリーランス、無職の方が多いことから、コロナ時の困難を超えられない中で、物価高騰の影響の直撃を受けているのが被保険者です。本来、国が国民健康保険制度の財源保障には責任を負うべきです。被保険者の生活困窮の実態に照らし、本議案には反対といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

井神慶久議員。

○井神議員 議案第18号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度は、平成30年度から広域化され、県が財政運営の責任主体となって、財政基盤の安定を図り、市は県が決定した国保事業費納付金を納めることとなっております。歳入では、国保事業費納付金の納付のために必要な額が予算計上されていますが、被保険者の負担を緩和するため、基金を繰り入れる予算となっております。さらに、国民健康保険税の徴収による自主財源の確保、国・県の交付金等の活用など、国保財政の健全化及び安定した運営に努めておられます。

歳出においては、被保険者の減少に伴い、保険給付費が減少しているものの、被保険者1人当たりの医療費が増加しているとのことでありますが、出産育児一時金の支給額引上げや、また特定健診や糖尿病性腎症重症化予防事業などの保健事業を推進されるなど、国保事業運営に必要な予算が確保されております。

以上の点から、適正な予算であると考えますので、私は本案に賛成といたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、議案第18号に対する討論を終結いたします。

議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議案第20号 令和5年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第20号 令和5年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

75歳以上の高齢者、65歳以上の障害者を対象とした後期高齢者医療制度、高齢者を年齢で機械的に区切り、1つの医療保険に無理に囲い込む制度は、保険料アップが繰り返されるなど、弊害と矛盾が深刻です。長生きを脅かし、高齢者につらい制度を存続させるべきではありません。

75歳以上、人口が増えるほど保険料アップにつながる仕組みになっており、値上げの傾向に歯止めがかかりません。年金から天引きされる保険料の重さが暮らしを圧迫していることは明らかです。年金天引き対象外の低所得者の保険料滞納も深刻な問題となっています。

75歳以上の高齢者の医療費窓口負担で、患者本人に2割負担を導入されました。岩出市では2割負担1,215人、3割負担295人となっています。年金だけでは暮らしが大変と働けば保険料が上がる。何のために働いているのかという声が上がっています。2割負担は、経済的事情による受診抑制を拡大することにつながるため、医療関係者をはじめ国民の多くが、今もなお制度をやめてほしい、制度を元に戻してほしいと声を上げています。

高齢者の年金が毎年減額される一方で、後期高齢者医療保険料や介護保険料は増加しています。無年金者や老齢基礎年金のみの方など、格差や貧困が広がっています。高齢者の尊厳が守られ、安心して入院治療、療養ができるよう体制を整えることを求め、反対討論といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

井神慶久議員。

○井神議員 議案第20号 令和5年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算について、

賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、都道府県単位で設置された広域連合が運営主体となって、市町村と協力し実施しております。主に75歳以上の高齢者を被保険者としており、いわゆる団塊の世代が令和4年から75歳に到達することで、被保険者が増加する傾向にあります。

このような状況の中、歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金が99.3%の10億8,680万5,000円となり、対前年度比5.1%の増になっております。納付金の内容は保険料や療養給付費負担分など、制度を維持するために市の負担が必要とされる部分や広域連合の運営に必要な事務負担金などで制度上必要なものであります。さらには、保健事業費において、人間ドックや脳ドックも計上され、被保険者のニーズにも配慮されております。

以上、述べましたとおり、適正な予算であると考えますので、本案に賛成いたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、議案第20号に対する討論を終結いたします。

議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

議案第22号 令和5年度岩出市水道事業会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第22号 令和5年度水道事業会計予算に反対討論を行います。

水道事業においては、給水戸数においては2万5,200戸という状況となっております。この間、宅地開発面はさらに進む状況が見られ、令和5年度においても、和歌山県内で数少ない人口増加の実態が現れていると考えます。

水道会計においては、毎年、監査委員の審査の意見書で、岩出市の経営状況は純利益を計上しており、安定した経営状況で推移している。安全で良質な飲料水を安

定供給し、市民生活の向上と福祉の増進に寄与されるよう要望するとされています。現在、基本水量を20立方メートルまで使用していない家庭が年々増えてきており、4,200戸を超える状況となっていており、使ってもいない市民から水道料金を取り過ぎていると言わざるを得ない実態があります。このたびの黒字会計が続く中で、内部留保金は20億円を大きく超す、そういう状況もあります。

これまでは、新たな水源地の確保に対して、必要な財源が要るからと言い続けてきましたが、維持管理のための財源のみが必要とされてきています。莫大な黒字は市民生活の向上、福祉の増進に寄与するよう、市民生活に還元すべき必要性があるという点では、5年度においても低所得者や基本水量に満たない使用者に対しての改善策や新型コロナの影響が続く中で、利用料金引下げなどの支援策も見えません。

水道会計予算は、住民に理解が得られないと考えるので、反対といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第22号 令和5年度岩出市水道事業会計予算について、私は賛成の立場で討論いたします。

令和5年度予算は、日々市民に安全で安定した水の供給を図れるよう、建設改良費に水道管の移設による管路の耐震化事業を計上するとともに、送水管整備事業を国庫交付金の活用により進めるなど、経営基盤の強化を図っておられます。

一方、これらの整備事業により事業費が年々増加している中、維持管理コストの削減を図りながら、水道事業の健全な経営に努めようとしていることがうかがえます。水道は、市民生活や都市機能に欠かせない重要なライフラインであり、今後とも適切な管理運営の下、効率的な事業を実施することで、災害に強いまちづくりを推進していただきたいと考えております。

以上のことから、本議案に賛成といたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、議案第22号に対する討論を終結いたします。

議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第41号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○田中議長 日程第23 議案第41号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 ただいま議題となりました議案についてご説明を申し上げます。

議案第41号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。本年1月から岩出市固定資産評価審査委員会委員が欠員となっているため、後任に松田長次郎氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

松田長次郎氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりとなっております。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○田中議長 これより質疑に入ります。

議案第41号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第41号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

議案第41号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田中議長 これをもって、議案第41号に対する討論を終結いたします。

議案第41号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田中議長 起立全員であります。

よって、議案第41号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

日程第24 発議第1号 産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出について

○田中議長 日程第24 発議第1号 産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発議第1号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第1号 産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出の件に対する討論の通告はありません。

○田中議長 これをもって、発議第1号に対する討論を終結いたします。

発議第1号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田中議長 起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、和歌山県知事に提出しておきます。

~~~~~○~~~~~

日程第25 発議第2号 産業廃棄物処理施設設置に反対する都市宣言に関する決議について

○田中議長 日程第25 発議第2号 産業廃棄物処理施設設置に反対する都市宣言に関する決議の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

厚生文教常任委員会委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いします。

- 奥田議員 発議第2号 産業廃棄物処理施設設置に反対する都市宣言に関する決議について

上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年3月16日提出

提出者 厚生文教常任委員会委員長 奥田富代子

本文を朗読させていただきます。

産業廃棄物処理施設設置に反対する都市宣言に関する決議

岩出市は、北部に緑豊かな和泉山脈が東西に連なり、南部には大台ヶ原を水源とする清流紀の川が東西に流れ、自然と景観に恵まれたまちである。

私たちは、貴重な財産であるかけがえのない自然を、より豊かで恵みのあるものとして、将来の世代へと継承していかなければならない。

また、北部には、国の重要文化財に指定された根来寺建造（8棟）や日本遺産の葛城修験などの文化遺産を活用し、ふるさと意識の高揚と観光振興に努めている。

産業廃棄物処理施設が設置された場合、市民の健康を害する恐れがあり、将来にわたり生活環境、自然環境への悪影響や全国的に知られている根来寺等の観光面の風評被害も危惧される。

本市は、「活力あふれるまち ふれあいのまち」を将来像に掲げ、豊かな自然環境や市民の安全・安心な生活環境を保全し、自然と共生するまちを目指している。

よって、本市議会は、将来にわたり不安を抱き続けることとなる産業廃棄物処理施設の設置に反対することを、ここに宣言する。

以上、決議する。

提案理由の趣旨を申し上げます。

「活力あふれるまち ふれあいのまち」を将来像に掲げ、緑豊かな住環境と歴史文化薫る健康都市岩出の実現に向け、豊かな自然環境や市民の安全・安心な生活環境を保全し、自然と共生するまちを目指している。

よって、将来にわたり不安を抱き続けることとなる産業廃棄物処理施設の設置に反対の意を表するため、決議しようとするものであります。

議員各位におかれましては、何とぞご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

- 田中議長 ご苦労さまでした。

以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

発議第2号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第2号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第2号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

発議第2号 産業廃棄物処理施設設置に反対する都市宣言に関する決議の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第2号に対する討論を終結いたします。

発議第2号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田中議長 起立全員であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田中議長 日程第26 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○田中議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月22日水曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を3月22日水曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時34分)